

15 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		数 量	
引 取 数 量	①	856,956	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	85,617	
差 引	(①-②) ③	771,339	
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	6,592	
	元 売 業 者 分 0.3/100	336	
	計 ④	6,928	
課 税 標 準 量	(③-④) ⑤	764,411	
そ の 他 (申 告 納 付 等) の 分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-	
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	560	
	そ の 他	1,274	
	小 計 ⑥	1,834	
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-
		み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	532
そ の 他		364	
小 計 ⑦	896		
課 税 標 準 量	(⑥-⑦) ⑧	938	
合 計	⑤+⑧	765,349	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	1	
	特 約 業 者	17	
	計	98	
	仮 特 約 業 者	67	
	登 録 数	186	
	事 務 所 等 の 数	489	
	計	68	
	登 録 数	203	
	事 務 所 等 の 数	587	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」には、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取りに係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」には、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油等の数量、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油の数量並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の数量の合計を記載した。
- 「特別徴収義務者数等」には、令和4年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」には、本店(本社)が本県に所在するものを記載した。

○ 事務所別内訳

区 分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩 釜	
特別徴収義務者数	元 売 業 者	-	-	12	4	1
	特 約 業 者	5	17	93	23	10
	計	5	17	105	27	11
引 取 数 量	11,786,953	145,006,030	429,860,191	176,069,551	9,844,755	
課税対象とならない数量及び欠減量	2,085,261	6,133,654	28,699,060	28,341,389	2,424,372	
差 引 課 税 標 準 量	9,701,692	138,872,376	401,161,131	147,728,162	7,420,383	
申 告 納 付 等	40,461	144,494	154,274	130,541	18,338	
合 計 課 税 標 準 量	9,742,153	139,016,870	401,315,405	147,858,703	7,438,721	
調 定 額	312,723	4,462,441	12,882,224	4,746,264	238,783	

(特別徴収義務者数は、令和4年2月末日現在。)

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量
法第144条の5 関係	輸 出	2	46
	課 税 済 出 ①	63	38,254
	小 計	65	38,300
法第144条の6 関係	石 油 化 学 製 品 製 造 業	-	-
法附則第12 条の2の7 第1項関係	船 舶	1,064	11,960
	自 衛 隊 (機 械 等)	2	502
	鉄 道 用 車 両 ・ 軌 道 用 車 両	4	4,369
	農 業 等	7,164	8,629
	林 業 等	55	2,561
	セメント製品製造業	22	323
	生コンクリート製造業	1	15
	鉱物の掘採事業	90	13,769
	とび・土工工事業	15	1,065
	鋳さいバラス製造業	-	23
	港湾運送業	11	1,317
	倉庫業	15	171
	貨物利用運送事業	2	33
	鉄道貨物積卸業	-	-
	航空運送サービス業	3	128
	廃棄物処理事業	10	449
	木材加工業	28	1,302
木材市場業	1	7	
バーク堆肥製造業	4	491	
索道事業	7	197	
小 計 ②	8,498	47,311	
アメリカ合衆国軍隊関係 ③		2	6
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ④		-	-
合 計 (①+②+③+④)		8,565	85,617

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル, 千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	-	-	17
10	6	8	7	7	186
10	6	8	7	7	203
6,912,726	13,769,827	37,451,142	6,904,100	19,350,733	856,956,008
936,657	6,501,671	13,184,662	1,974,318	2,264,085	92,545,129
5,976,069	7,268,156	24,266,480	4,929,782	17,086,648	764,410,879
60,438	9,969	156,171	68,903	154,086	937,675
6,036,507	7,278,125	24,422,651	4,998,685	17,240,734	765,348,554
193,772	233,628	783,967	160,458	553,428	24,567,688